

- 労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書においては、適用関係、給付関係、徴収等関係という柱立てがなされている。
- 各論点については、
 - ① 研究会委員の意見が一致又は概ね一致したもの
 - ② 委員の意見がまとまらなかったが、労使を含めてさらに議論すべきとされたもの
 - ③ 引き続き専門的見地から議論を行うことが必要とされたものがあるところ（次ページ参照）、上記の柱立ても参考にしつつ、特に①②を中心に議論を行うこととしてはどうか。
- あわせて、③についても必要に応じて意見をいただくこととしてはどうか。

<上記を踏まえた当面の進め方（案）>

| | |
|----------|--------------------------------------|
| 9月2日（本日） | 今後の議論の進め方、労災保険制度の具体的課題について①（適用関係その他） |
| 9月下旬 | 労災保険制度の具体的課題について②（給付関係その他） |
| 10月上旬 | 労災保険制度の具体的課題について③（徴収等関係その他） |
| 10月下旬 | 引き続き議論が必要な事項 |
| 11月上旬 | 引き続き議論が必要な事項 |

はじめに

I 適用関係

- 1 適用関係総論
 - 強制適用の範囲(③)
- 2 家事使用人への災害補償責任及び労災保険法等の適用(①)
- 3 暫定任意適用事業について(①)
- 4 特別加入制度について
 - 災害防止に関して特別加入団体に期待する役割(②)
 - 法令上に特別加入団体の要件や手続を明確化することについて(①)

II 給付関係

- 1 遺族（補償）等年金について
 - 遺族（補償）等年金の趣旨・目的について(③)
 - 生計維持要件について(③)
 - 労働基準法の遺族補償との関係について(③)
 - 夫と妻との支給要件の差異(①)
 - 給付の期間について(①)
 - 特別加算について(②)
- 2 遅発性疾病に係る保険給付の給付基礎日額について(①)

- 3 災害補償請求権、労災保険給付請求権に係る消滅時効について

- 現行の時効期間に見直しは必要か(②)
- 何らかの手当を行う場合に考え得る方法について(②)
- 他の社会保険と異なる労災保険特有の事情があると考えられるか(②)

- 4 社会復帰促進等事業について

- 社会復帰促進等事業の処分性について(①)
- 特別支給金の保険給付化について(③)
- 給付的な社復事業に係る不服申立てを労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とすることについて(①)

III 徴収等関係

- 1 メリット制

- メリット制は今日でも意義・効果があるといえるか(①)
- メリット収支率の算定対象は妥当か(③)

- 2 労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題について

- 支給決定（不支給決定）の事実を事業主に伝えることについて(①)
- メリット制の適用を受ける事業主に対して、労災保険率の算定の基礎となった労災保険給付に関する情報を提供することについて(①)

おわりに

※ ①：研究会委員の意見が一致又は概ね一致したもの

②：委員の意見がまとまらなかったが、労使を含めてさらに議論すべきとされたもの

③：引き続き専門的見地から議論を行うことが必要とされたもの